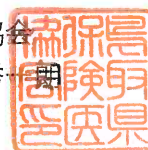


2020年2月26日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

鳥取県保険医協会
理事長 木村 秀一



HPV ワクチンの医学的検証と 積極的勧奨の早期再開を求める要望書

謹啓 貴職におかれましてはますますご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、世界の約80カ国で国の施策として接種されているHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンは、日本でも2013年4月に予防接種法に基づき定期接種化されましたが、接種後に重篤な有害事象の報告数が急増したため、僅か2ヵ月後の6月にその接種勧奨が差し控えられ、既に6年半以上が経過しました。本県でも3回目を摂取した人数が、2013年度の763人に対し、14年度以降は急激に落ち込み、18年度は僅か42人と報道されています。

こうした状況が続く中、日本では毎年1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、約3千人の方が亡くなっています。世界保健機関（WHO）も、脆弱な証拠に基づく政治判断でワクチンの使用を控えている日本の対応に懸念を示しています。昨年11月に開催された厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では、複数の委員から「積極的勧奨再開を議論すべき時にきている」との意見が出され、さらにその4日後には、自民党がHPVワクチンの積極的勧奨再開を目指す議員連盟を発足させ、積極的勧奨の再開の他、9価ワクチンの承認、接種後に体調不良を起こした方への治療や補償体制の充実を目標として掲げています。

積極的勧奨に向けての機運が高まりつつある中、国においても国民のいのちと健康を守るため、以下の対応を早急に行うよう要望します。

謹白

記

- 1、HPVワクチンと副反応の因果関係の調査を実施し、ワクチンの有効性・安全性を検証するとともに、国の責任の下、ワクチンを経済的負担なく接種できる体制と、接種後に体調不良を起こした方への治療や補償体制を充実させるよう取り組むこと

以上